

一般社団法人日本美容外科学会定款第3章第4条第1項に基づき、会員細則を次のように定める。

第1条 この細則は、当法人を構成する会員に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条

1. 正会員とは、日本国の医師免許ならびに（社）日本形成外科学会正会員の資格を有し、当法人の目的に賛同した者とする。

2. 名誉会員とは、当法人に対して特別功勞のあった70歳以上の者で、本人の同意を得て、会員選考委員会が推薦し、理事会の議を経たうえ、社員総会の承認を受けた者とする。

3. 特別会員とは、当法人の発展に永年にわたり貢献した70歳以上の者で、本人の同意を得て、会員選考委員会が推薦し、理事会の議を経たうえ、社員総会の承認を受けた者とする。

4. 関連会員とは、正会員の資格要件を満たさない医師、あるいは歯科医師、医学研究者であって、美容外科に格別の関心をもち、当法人の目的に賛同した者とする。

5. 準会員とは、医師あるいは歯科医師以外の医療に従事する者であって、美容外科に格別の関心をもち、当法人の目的に賛同した者とする。

6. 外国会員 (Corresponding Member) とは、当法人と海外との交流を密にするため、日本人以外の美容外科医、形成外科医の中から、会長が推薦し理事会の承認を経た者とする。

7. 海外会員 (Foreign Member) とは、日本国の医師免許を持たない美容外科医、形成外科医、もしくは、日本国以外の国に本拠を移した当法人の正会員または関連会員とする。

8. 賛助会員とは、美容外科に格別の関心をもち、当法人の目的に賛同した個人、任意団体又は法人とする

(再入会)

第3条

(1) 定款第7条により任意退会した者が再入会を希望する場合は、定款細則第2条第1項に定められた入会申請を行ったうえ、理事会の承認に先立ち、会員選考委員会の審査を経なければならない。

(2) 定款第9条第1項第1号(2年以上の継続的会費未納)により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合は、定款細則第2条第1項に定められた入会申請と同時に復会申請書を提出したうえ、理事会の承認に先立ち、会員選考委員会の審査を経なければならない。

(3) 定款第9条第1項第2号(除名)により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合は、定款細則第25条に定める手続きを経なければならない。

2. (1) 前項第1号による再入会の場合は、理事会の承認後に入会金と当該年度の会費を納入しなければ会員として登録されない。

(2) 前項第2号による再入会の場合は、理事会の承認後に入会金、会員資格喪失前に未納であった会費と当該年度の会費を納入しなければ会員として登録されない。

(3) 前項第3号による再入会の場合は、理事会の承認後に入会金、当該年度の会費を納入しなければ会員として登録されない。

3. 再入会の場合、会員番号は新たに交付され、旧会員番号の継続はできない。

補 則

第4条 この細則は理事会の決議によって変更することができ、社員総会にて報告することによって実施できる。

付 則

平成28年1月16日改訂

平成30年10月24日改訂

令和元年10月2日改訂

令和3年2月23日改訂